

漁業の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間（案）

1 制限措置の内容

- (1) 漁業種類 小型まき網漁業（2 そうまき）
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 下表のとおり
- (3) 船舶の総トン数 5 トン未満
- (4) 推進機関の馬力数 定めなし
- (5) 操業区域 下表のとおり
- (6) 漁業時期 周年
- (7) 漁業を営む者の資格 下表のとおり

操業区域	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
いすみ市八幡崎突端正東の線以北の千葉県海面	この項の操業区域の欄に掲げる操業区域に接する地域に住所を有する者	8 隻
南房総市野島埼灯台中心点正南の線から館山市洲埼灯台中心点と神奈川県三浦市城ヶ島灯台中心点とを結んだ線に至る間の千葉県海面	〃	2 隻
館山市洲埼灯台中心点と神奈川県三浦市城ヶ島灯台中心点とを結んだ線から富津市富津岬突端（北緯 35 度 18 分 46 秒東経 139 度 47 分 5 秒の点）、第 1 海堡中心点（北緯 35 度 18 分 54 秒東経 139 度 46 分 8 秒の点）、第 2 海堡中心点（北緯 35 度 18 分 43 秒東経 139 度 44 分 31 秒の点）、北緯 35 度 17 分 16 秒東経 139 度 44 分 13 秒の点及び神奈川県横須賀市観音埼灯台中心点を順次結んだ線との間の千葉県海面	〃	2 隻
富津市富津岬突端（北緯 35 度 18 分 46 秒東経 139 度 47 分 5 秒の点）、第 1 海堡中心点（北緯 35 度 18 分 54 秒東経 139 度 46 分	〃	6 隻

8 秒の点)、第 2 海堡中心点 (北緯 35 度 18 分 43 秒東経 139 度 44 分 31 秒の点)、北緯 35 度 17 分 16 秒東経 139 度 44 分 13 秒の点及び神奈川県横須賀市観音埼灯台中心点を順次結んだ線以北の千葉県海面		
---	--	--

- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和 5 年 6 月 16 日から 7 月 15 日まで